

平成28年度特用林産物と野生獣肉の放射性物質検査計画について

森林環境部

1 平成28年度特用林産物と野生獣肉の放射性物質検査計画について

- 次の品目を検査対象とし検査計画を策定した。(別紙1-1、別紙1-2)
 - ・野生きのこ、野生獣肉 ※厚生労働省通知
 - ・山菜(野生) ※林野庁通知
 - ・原木しいたけ、原木まいたけ、たけのこ ※県産特用林産物の安全・安心の確保

- 平成28年度の検査状況(平成28年6月10日現在)は、山菜、原木しいたけ、たけのこについて、4品目12検体の放射性物質検査を行い、放射性セシウムはいずれも基準値以下または不検出、放射性ヨウ素は不検出であった。(別紙2)

2 野生きのこの出荷制限について

- 平成24年10月、富士吉田市、鳴沢村及び富士河口湖町(以下「3市町村」という。)で採取された野生きのこから、食品衛生法で定められた基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出されたため、県では採取者に対して、これら3市町村内で発生した野生きのこについて採取、出荷及び摂取の自粛を要請し、現在も継続している。

- また、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部から県に対し、関係者へ出荷の自粛を要請するよう指示が出され、現在も継続している。

- 本年度の野生きのこの発生時期においても、野生きのこについては放射性セシウムの吸収メカニズムなどの知見が十分でないことから、検査データを蓄積して放射性セシウム濃度が安定して基準値を下回ることが確認されるまでの間、3市町村と連携して、次の取り組みを進めていく。
 - ・3市町村で発生した野生きのこについて、改めて採取、出荷及び摂取の自粛要請を周知するため、県や市町村のホームページへの掲載、チラシの配布、貼り紙の掲示、市町村広報への掲載、巡回などを行う。

3 野生きのこの出荷制限解除に向けた取り組みについて

- 平成27年11月20日付けで林野庁から「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用について」が通知され、種類毎の解除に向けて検査方法等の詳細が示された。本県においても、安定的に基準値を下回っている種類については、解除に向けた検討を行っている。